

旭川医科大学外国人教師に関する取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学外国人教師に関する取扱規程の一部を改正する規程

旭川医科大学外国人教師に関する取扱規程（平成16年旭医大達第159号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (解雇) 第7条 (略) 2 学長は、外国人教師が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合には、解雇する。 (略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年9月5日から施行し、令和7年6月1日から適用する。</u> 【改正理由】 刑法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。	(略) (解雇) 第7条 (略) 2 学長は、外国人教師が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合には、解雇する。 (略)